

新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会  
設置要綱

（設置）

第1条 （仮称）新武蔵野クリーンセンター施設建設計画市の基本的な考え方（平成21年12月）に基づき、新武蔵野クリーンセンター施設（仮称）（以下「新施設」という。）の基本仕様、新施設について実施すべき生活環境影響調査の計画等について必要な事項を検討するため、新武蔵野クリーンセンター施設（仮称）基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 新施設の基本仕様（施設規模、公害防止基準、処理設備、煙突の高さ、発電効率等）
- (2) 新施設について実施すべき環境影響調査の計画
- (3) 新施設の建設に係る概算事業費及び事業手法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成23年3月31日までとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、環境生活部クリーンセンターに置く。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年2月9日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者	2人以内
専門家	2人以内
武蔵野クリーンセンター運営協議会を代表する者	5人以内
クリーンむさしのを推進する会を代表する者	1人
武蔵野市コミュニティ研究連絡会を代表する者	1人
武蔵野市商店会連合会を代表する者	1人
公募委員	3人以内
環境生活部環境政策担当部長	1人